

第 6 章

環境配慮の方向性

1. 環境配慮の基本的な考え方
2. 地域別環境配慮事項の概要
3. 主体別環境配慮事項の概要
4. 計画段階ごとの基本的な主体別環境配慮事項
5. 環境配慮の方向性



■上空から見た宗像市

1. 環境配慮の基本的な考え方

本市の豊かな自然や歴史、文化を市民との協働によって、守り、育て、創り、次世代へとつなげていくためには、持続的な発展が欠かせません。持続的な発展のためには、事業活動に伴う環境への影響を可能な限り抑えていく必要があります、そのためには、環境基本計画に示した基本的な考え方を踏まえた上で、具体的な環境配慮事項を定めていく必要があります。

(1) 基本的な考え方

環境配慮に対する基本的な考え方は、宅地造成や道路建設などの開発行為だけでなく、行政の事務行為、事業者の生産活動、市民の日常生活など、すべての主体の様々な行為が環境へ何らかの影響を及ぼしているという認識に立って、その影響を小さくしていくことが重要です。

(2) 環境配慮事項の分類

環境配慮事項は、地域別と主体別の2つの視点で考察していきます。

地域別環境配慮事項は、市内を12のコミュニティ範域を基本とした9地区に分割して考察します。

主体別環境配慮事項は、“行政”、“事業者”、“市民”の3分類として考察します。

2. 地域別環境配慮事項の概要

環境は我々をとりまく空気、水、土地、生き物などすべてです。これらは有限な資源と考えられ、特に土地の利用については、本市の環境を決定づける主要な環境資源です。したがって、環境面からみた土地利用のあり方を踏まえた上で、各地域における環境特性図の作成及び環境配慮事項を示していきます。

地域区分は12のコミュニティ範域を基本とした次の9地区とします。

- ①吉武地区
- ②赤間・赤間西・自由ヶ丘地区
- ③南郷地区
- ④東郷・日の里地区
- ⑤河東地区
- ⑥玄海地区
- ⑦池野・岬地区
- ⑧大島地区
- ⑨沖ノ島



環境特性は、次の5つの観点から考察します。

- ①地区の概要(土地利用、教育施設、コミュニティ施設ほか)
- ②自然環境(保安林、国有林、天然記念物ほか)
- ③生活環境(上水道給水施設、下水道整備区域ほか)
- ④都市・歴史文化環境(都市計画用途地域、都市公園、埋蔵文化財ほか)
- ⑤重要な自然環境ゾーン(自然環境価値の高い地域ほか)

3. 主体別環境配慮事項の概要

主体としては、行政・事業者・市民に分け、それをさらに行為について、開発行為等によるものや通常の行政事務、事業活動、日常活動等に分けます。そして各々の区分の組み合わせによる様々な行為における環境配慮事項を示していきます。

(1) 行政

- ①公共事業(道路、橋梁、河川、水路、ため池、ダム、農業基盤など)
- ②行政事務(財やサービスの購入・使用、維持管理等など)

(2) 事業者

- ①民間開発事業(住宅団地等建築物、土取、採石、遊戯施設など)
- ②事業活動(農林水産業・製造業などの生産、販売、運輸・交通など)

(3) 市民

日常生活

4. 計画段階ごとの基本的な主体別環境配慮事項

(1) 基本構想・基本計画段階

計画の初期段階で配慮すべき点は、法令に適合しているか否かは当然のこととして、一度変更したら元にもどすことが不可能なものや時間的、経費的に極めて困難なものについて特に留意する必要がありますので、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 周辺のまちづくりや環境に係る地域指定状況等からみて、適正な計画地の位置選定及び土地利用を行う。
- ② 土木工事や大型構造物の建築に当たっては、河川流量や地下水の流量と流向に影響を及ぼさないようにする。
- ③ 貴重な地形・地質、希少な動植物の生息地、重要な景観資源は保全を検討する。
- ④ 埋蔵文化財包蔵地では、事前に発掘調査を行う。
- ⑤ 以上の検討結果で、計画地の位置が適正でないと判断される場合は、計画内容について再度検討を行う。

(2) 事業計画段階

計画の中期から後期の段階では、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 計画の実施が周辺地域に及ぼす影響を事前に十分に把握し、その軽減に努める。
- ② 地球環境保全のためにも省資源・リサイクル対策、省エネルギー対策など、環境への負荷が少なく、循環システムを考慮した施設設計とする。
- ③ 適正な維持・管理はもちろん、施設の廃棄をも考慮した資材の選定、設計内容とする。

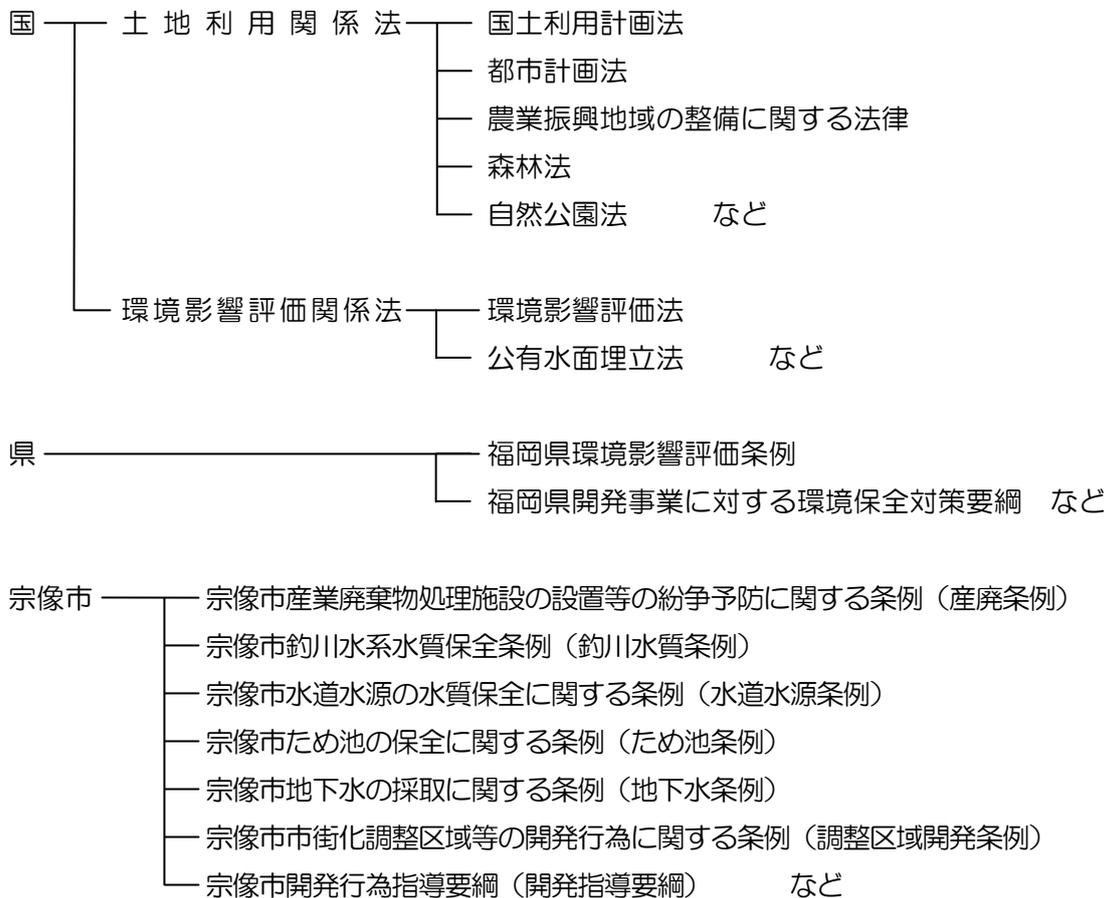
(3) 事業実施段階

事業の実施段階では、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 本環境配慮事項を参考に、現場に応じた詳細な環境配慮内容を定め、関係者に周知させる。
- ② 工事中は、環境監視を行わせ、もし、予想外の環境汚染等が生じた場合、直ちに適切な処置をとる。
- ③ 環境に関する事項を記録にとどめ、次の事業実施における環境配慮の参考とする。

5. 環境配慮の方向性

本市における公共事業、民間開発事業等の開発に係る環境配慮制度としては、現在次のようなものがあります。



宗像市の制度は、①環境への影響が大きいと考えられる開発事業、②環境保全が特に必要な地域、環境要素について定められており、日常的にはこれらの条例や要綱に基づき、開発時の環境配慮が行われています。

しかしながら、①すべての公共事業・民間開発事業、②すべての重要な地域・環境要素を網羅してはいないため、今後、国、県の制度との整合を図りながら、また、都市計画区域の拡大等、都市計画の見直し状況を見ながら、条例の見直しあるいは新たな環境配慮システムの構築を行っていきます。